

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

本学の理念・目的及び教育目標を踏まえて、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めており、各学部・研究科の教育目的を姫路大学学則及び姫路大学大学院学則に明示している。各学部では、当該教育体系に基づき、大学学則第20条に定めている卒業要件を満たした者に対し、学則第34条に基づき、卒業を認定のうえ、学位を授与している（資料1-1）。研究科では、当該教育体系に基づき、大学院学則第23条に定めている修了要件を満たした者に対し、学則第29条に基づき、修了を認定のうえ、学位を授与している（資料1-2）。

高等教育機関としてふさわしいディプロマ・ポリシーを策定するため、本学の理念・目的に照らして適切に設定することとしている。2019年度開設の博士後期課程設置におけるディプロマ・ポリシーの策定では、博士後期課程設置準備室（構成メンバーは、研究科長、専攻長、大学院教員、事務職員）を設置し、博士後期課程設置の目的、社会のニーズ、看護学の発展等を踏まえた上で、博士前期課程における各分野を統合・発展させ、本学の理念・目的に照らして設定している。その後、学長に報告し、理事会で審議した結果、承認されている。

ディプロマ・ポリシーの公表については、大学ホームページ及び学修便覧等の配布物において全学及び各学部、研究科のディプロマ・ポリシーを明示し、学生・教職員のみでなく広く社会に周知している。

<各学部・研究科単位のディプロマ・ポリシー>

看護学部の教育目標は、学修便覧に明示している（資料1-7）。学則第20条において卒業要件単位を定め、履修すべき科目名は学則第18条関連の別表に具体的に示しており、また、学修便覧にも併せて記載しており、学生・教職員に周知している。看護学部では、「確かな倫理観に基づいたヒューマンケアリングの基礎的能力を修得し、幅広い視野を持ち、看護を統合的に考える力を身につける。保健・医療・福祉に携わる多職種と連携し、チーム医療の中での看護者の役割を理解し、リーダーシップ力とマネジメント力を身につける。国際的動向に関心を持ち、それぞれの国や地域の文化の相違を踏まえて、グローバルな視点から看護者としての役割を理解し、行動できる基礎的能力を身につける」をディプロマ・ポリシーとしており、学修便覧やホームページにおいて明示している（資料2-10【ウェブ】）。

教育学部（通学課程）の教育目標は、学修便覧に明示している（資料1-7）。学則第20条において、卒業要件単位を定め、履修すべき科目名は学則第18条関連の別表に具体的に示しており、学修便覧にも併せて記載しており、学生・教職員に周知している。本学部では、

「保育・教育の実践に必要な倫理観・知識・態度を習得し、指導できる力を身に付けていること。保育・教育に対する使命感と責任感を理解し、教育的課題を解決するために必要な専門基礎力を身に付けていること。広い視野から他者と協働できる社会性やコミュニケーション能力を身に付けていること」をディプロマ・ポリシーとしており、学修便覧やホームページにおいて明示している（資料 2-10【ウェブ】）。

教育学部（通信教育課程）は、教育専門職になる強い意欲と意志を持った意欲のある人材の育成を目的としており、教育職員免許法、指定保育士養成施設の運営の基準等を含めた教員、保育士等の資格を総合カリキュラムに統合し、学士（教育学）の学位を授与している。本通信教育課程では、「教育に携わる専門分野の基礎的な知識を身に付けていること。教育現場における様々な課題に対して、臨機応変に適切な対応ができる力を身に付けていること。公共的責任感や倫理観を育み、知識と能力を社会に還元し、教育職業人としての模範となる姿勢を身に付けていること。」をディプロマ・ポリシーとしており、学修便覧やホームページにおいて明示している（資料 2-10【ウェブ】）。

看護学研究科研究科博士前期課程のディプロマ・ポリシーは、「人々の生活の場や臨床の場において、適切な援助や看護実践の向上に寄与できる、教育力、指導力、研究能力を兼ね備えた社会に貢献できる高度な看護実践専門職業人を養成する。社会人学生は、これまでの経験知を生かし、あらゆる健康レベルにある人々を包括的に捉え、臨床経験を科学的根拠で発展させ、高度な看護実践が発揮でき、さらに保健・医療・福祉等の場においてリーダーシップをとりながら、管理的役割やスタッフへの教育的役割が果たせる人材となる。ストレートマスター生は、学部での基礎的教育を基盤とした学修の積み重ねにより、人々の健康課題について、系統的・科学的に探究でき、課題解決のための研究能力を身につけた看護実践ができ、スタッフのロールモデルとなることができ、さらに、看護基礎教育の場に携わる場合は、学生に倫理観や看護観を十分に伝えられる人材となる」と定めており、研究科ハンドブックやホームページにおいて明示している（資料 1-14、2-10【ウェブ】）。

博士後期課程のディプロマ・ポリシーは、「看護教育・研究者として、次の能力を身につけた者に修了を認定し、学位を授与する。①人間に関する高い学識をもち、人々の健康と生活の質を向上させる看護のあり方を探究できる能力を身につけている ②人々の健康に関する課題を多角的に捉え、新規性、独創性のある研究を自立して行い、看護学発展のために尽力できる能力を身につけている ③人間に関する深い洞察力と高い倫理観をもち、人々の生活と権利を基盤に据えた看護教育を体系的に構築でき、次世代の看護職を育てることができ、能力を身につけている」と定めている。このディプロマ・ポリシーは、研究科ハンドブックやホームページにおいて明示している（資料 1-14、2-10【ウェブ】）。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1： 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

大学の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）については、「看護学部及び教育学部の教育目標を達成するために、教育特性を踏まえた学内基準に基づき適正に教員を配置している。本学の教育課程は、教育理念と教育目標に基づいて、人間の豊かさ、問題解決能力、創造性、柔軟性、広い視野、グローバルコミュニケーションと、複雑で多様な環境に対応出来る人材を養成するようカリキュラムが組まれている。」と設定している（資料2-10【ウェブ】）。

高等教育機関としてふさわしいカリキュラム・ポリシーを策定するため、本学の理念・目的に照らして適切に設定することとしている。2019年度開設の博士後期課程設置におけるカリキュラム・ポリシーの策定では、博士後期課程設置準備室（構成メンバーは、研究科長、専攻長、大学院教員、事務職員）を設置し、ディプロマ・ポリシーを達成するために必要な教育課程の編成及び教育方法について、博士前期課程における各分野を統合・発展させ、本学の理念・目的に照らして設定している。ディプロマ・ポリシー同様、設定後は学長に報告し、理事会で審議した結果、承認されている。

カリキュラム・ポリシーの公表については、大学ホームページ及び学修便覧等の配布物において全学及び各学部のカリキュラム・ポリシーを明示し、学生・教職員のみでなく広く社会に周知している。

カリキュラム・ポリシーは、前回の認証評価においてカリキュラムや開設科目の説明に留まっているとの指摘を受けて、より関連したものとなるよう各学部において検討し、2020年度より変更することとなっている。

<各学部・研究科単位のカリキュラム・ポリシー>

看護学部では、前回の認証評価における指摘を受けて、従来のカリキュラム・ポリシーの改訂を行った。ディプロマ・ポリシーに基づく教育課程を編成するため、教育課程検討委員会で検討を行い、教授会及び教育改善・内部質保証会議の審議を経て、大学協議会において決定している。（資料2-10【ウェブ】）。

看護学部は、学位授与の方針に掲げる人材を育成するため、次のような教育課程を編成している。「共通教育科目」では、人類の文化、社会、自然、地域から広く人間を理解するための視点を養うことを主眼に、教養、外国語、情報の理解に関する科目を配置している。これらの履修を通して、専門支持科目や専門教育科目への導入を図る。また、1年次にゼミナールを配置し、大学での学び方に関する機会を設ける。「専門支持科目」では、からだの働き、疾病・治療、専門基礎に関する科目を配置している。保健医療福祉に携わる多職種と連携して行動できるために、看護専門職者として必要な人間理解、健康と疾病理解、保健・社

会の仕組みの理解を通して看護者の役割を理解し、行動できる力を修得する。2年次から3年次は看護専門科目の基盤となる力を強化する。また、人間を全人的に理解するために、人体の構造や機能、心の発達、社会の仕組み、法制度等について、理解を深める。「専門教育科目」では、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護学、グローバルヘルス、看護の統合と実践に関する科目を配置している。これらの科目をとおして、看護の対象となる人間の権利を理解し、看護実践の基盤となる看護専門職者としてのモラルを身につけ、倫理的看護実践の根拠を理解する。各看護学領域の概論で対象者の概要を理解し、援助論では看護の必要性和方法を学び、さらに、臨地実習においては学内で学んだ看護を対象者に応用し、科学的、統合的な看護を実践できる能力を身につける。選抜制で、「保健師課程」「助産師課程」を開講している。

教育学部（通学課程）では、前回の認証評価における指摘を受けて、従来のカリキュラム・ポリシーの改訂を行った。ディプロマ・ポリシーに基づく教育課程を編成するため、教職課程委員会で検討を行い、教授会及び教育改善・内部質保証会議の審議を経て、大学協議会において決定している。その内容は、学生のニーズ、希望に応じて4つの免許・資格の取得を可能とする教育課程編成の方針を述べたものとなっている。改訂されたカリキュラム・ポリシーは以下のとおりである。

教育学部（通学課程）では、保育・教育に必要な倫理観・知識・態度を修得し、教育的課題の解決に必要な実践力を身に付けた人材を育成するために、教育課程を「共通教育科目」、「専門教育科目」、「卒業研究」の3つの科目区分で構成している。「共通教育科目」では、人文、社会、自然・健康、外国語・情報、基礎ゼミの学修を通して教育者として必要な研究力の基礎を身に付ける。「専門教育科目」は「教職科目」、「教科科目」、「保育等科目」、「養護科目」の4つの科目で構成され、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、養護教諭一種免許状および保育士資格の取得のために必要な知識・技能の習得を目指す。保育・教育に関する専門教育科目を通して、こどもの成長・発達に関する知識・理解、教育的実践力、子育て力、発達支援に資する療育的・看護的実践力を身に付ける。「卒業研究」では、各専門分野の学修成果を生かした保育・教育研究に取り組む。保育・教育に関する全般的な知識・技能の習得を基盤とし、保育・教育の実践に必要な専門基礎力が習得されるよう科目を配列し、各免許状・資格の取得を目指し効果的に履修できるよう教育課程を構成している。

教育学部（通信教育課程）では、「教育学部通信教育課程の4つの教育目標を達成するために、主体的な自己を確立し、豊かな人間性と様々な教育の場面に適切に対応できる思考力、判断力、情報処理能力の基礎を養い、幅広い教養と多様な視点を身に付けることの出来る科目を設定している。『教職科目』、『教科科目』、『保育等科目』、『養護科目』の4つの専門分野で構成されているが、いずれも必要な専門知識に関して理論と実践を統合しながら学べるよう設定されている。」をカリキュラム・ポリシーとしている（資料2-10【ウェブ】）。本通信教育課程では教育目標に基づき、①大学卒業を目的とするコース、②教員養成コース、

③保育士養成コースを設定した。また、教員免許の取得や保育士資格を取得する場合に必要な科目を修得することにより、取得可能である。必要な単位数は、通信教育課程募集要項に明記している（資料1-8）。

看護学研究科博士前期課程では、以下のとおりカリキュラム・ポリシーを定めている（資料2-10【ウェブ】）。教育課程は、設置の趣旨、教育目的・目標を達成するために必要な授業及び研究指導を体系的・組織的に展開する。教育課程の編成に当たっては、学部教育との関連を踏まえて、「共通科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」の3区分に大別し、教育課程を展開する。共通科目と専門基礎科目では、教育目標を達成するために、共通科目と専門基礎科目で養う力を次の3つの力とした。①「人間に対する深い洞察力と高い倫理観をもち、人々の健康課題を理論的、科学的に見いだせる力」、②「人々の健康課題に対して、看護実践の場の特色を踏まえたうえで、関係する専門職者と連携をとりながら支援が考究できる力」、③「看護実践やケアの場においてリーダーシップを発揮し、教育的な役割が発揮できる力」である。専門科目では、共通科目と専門基礎科目を基礎として、専門分野の高度な看護実践能力の修得を目指し、4つの分野を設定している。分野は、「看護教育・看護管理学分野」、「成人・高齢者看護学分野」、「障害児・者支援分野」、「地域看護学分野」である。

看護教育・看護管理学分野では、「看護教育を基礎教育、卒後教育、継続教育及び看護の対象者への教育介入という視点から捉え、その本質を探究し、実践できる力。看護管理のあり方、看護サービスの質保証の方策を探究し、実践できる力。看護教育・看護管理学分野における教育力、指導力、研究能力を兼ね備えた実践力」を、成人・高齢者看護学分野では、「成人・高齢者及びその家族の対象理解を深めたうえで、健康課題やニーズを探究し、課題解決への方策を検討し、看護実践できる力。成人・高齢者看護学分野における教育力、指導力、研究能力を兼ね備えた実践力」を、障害児・者支援分野では、「障害児・者の生活状況から課題・問題を見出し、QOL向上への支援方法を考究し、実践できる力。障害児・者支援分野における教育力、指導力、研究能力を兼ね備えた実践力」を、地域看護学分野では、「地域の人々の健康ニーズを包括的に把握し、発達段階や健康レベルに応じた看護実践方法を主体的に探究できる力。地域看護学分野における教育力、指導力、研究能力を兼ね備えた実践力」を養っている。

博士後期課程の教育課程では、以下のとおりカリキュラム・ポリシーを定めている（資料2-10【ウェブ】）。社会情勢や地域のニーズとともに、既設の博士前期課程における学修内容、修得した看護実践能力、専門分野を統合・発展させ、成人・高齢者、障害児・者及び家族の健康と生活の支援に重点を置いた編成とする。教育課程は、博士後期課程が育成する人材像を目指すために「共通科目」と「専門科目」の2区分で構成する。「共通科目」は、教育・研究者としてエビデンスに基づく研究デザインの探究、理論的構築に果たす意義を学修し、看護の哲学と科学を迫及する内容で構成する。これらの科目から、人間に関する高い学識をもち、人々の健康と生活を重視した看護を多角的に探究し、健康に関する研究課題とその研究方法を明確にするとともに、看護教育を体系的に考察する力を養う。「専門科目」は、

共通科目での学修を基盤に、成人・高齢者または障害児・者の健康と生活支援に関する専門性を高め、看護教育・研究者としての能力を修得する内容で構成する。これらの科目から、成人・高齢者、障害児・者及び家族の健康課題と生活課題に対する支援を探究し、新規性、独創性のある研究を行い、その成果を一貫性のある論文としてまとめることができ、研究を自立して行う力を養う。

<カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの関連性について>

大学の理念・目的に基づき、各学部・研究科の教育目的を設定し、学位授与の方針に掲げる人材を育成するため、教育課程の編成・実施方針を策定しており、適切な関連性となっている。

看護学研究科博士後期課程の事例としては、以下のとおりである。ディプロマ・ポリシーは「看護教育・研究者として、人間に関する高い学識をもち、人々の健康と生活の質を向上させる看護のあり方を探究できる能力、人々の健康に関する課題を多角的に捉え、新規性、独創性のある研究を自立して行い、看護学発展のために尽力できる能力、人間に関する深い洞察力と高い倫理観をもち、人々の生活と権利を基盤に据えた看護教育を体系的に構築でき、次世代の看護職を育てることができる能力」を身につける。カリキュラム・ポリシーは、社会情勢や地域のニーズとともに、既設の博士前期課程における学修内容、修得した看護実践能力、専門分野を統合・発展させ、成人・高齢者、障害児・者及び家族の健康と生活の支援に重点を置いた編成とする。教育課程は、博士後期課程が育成する人材像を目指すために「共通科目」と「専門科目」の2区分で構成する。「共通科目」は、教育・研究者としてエビデンスに基づく研究デザインの探究、理論的構築に果たす意義を学修し、看護の哲学と科学を追及する内容で構成する。これらの科目から、人間に関する高い学識をもち、人々の健康と生活を重視した看護を多角的に探究し、健康に関する研究課題とその研究方法を明確にするとともに、看護教育を体系的に考察する力を養う。以上の設定により、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは関連したものとなっている。(次項)

CP と DP の関連性（例：看護学研究科博士後期課程）

DP	CP	科目	概要
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">連 関</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">科目に反映</div>		
<p>①人間に関する高い学識をもち、人々の健康と生活の質を向上させる看護のあり方を探究できる能力を身につけている。</p> <p>②人々の健康に関する課題を多角的に捉え、新規性、独創性のある研究を自立して行い、看護学発展のために尽力できる能力を身につけている。</p> <p>③人間に関する深い洞察力と高い倫理観をもち、人々の生活と権利を基盤に据えた看護教育を体系的に構築でき、次世代の看護職を育てることができ、研究を自立して行う力</p>	<p>【共通科目】</p> <p>人間に関する高い学識をもち、人々の健康と生活を重視した看護を多角的に探究し、健康に関する研究課題とその研究方法を明確にするとともに、看護教育を体系的に考察する力</p>	看護教育特論	看護の質の向上に寄与する国内外の諸理論や看護教育の変遷について考究し、看護教育者としての理論的基盤を養うために、諸理論と看護教育との関連性について探究する。
	看護学研究特論 I	看護研究が理論構築や看護に果たしている役割と意義を学修する。次いで看護研究の研究方法を概観するとともに、その意義や倫理的課題を検討し、研究の現状と課題を考究する。	
	看護学研究特論 II	研究に関わる多様な方法論を学修し、エビデンスに基づく研究デザインを探究する。統計的手法とその活用による国内外の研究論文の抄読を通して、データ収集、データ解析及びアウトカム評価などの研究方法を学修する。	
	成人・高齢者看護学特論	患者と家族に対する緩和ケアのあり方について、国内外の研究の動向を検討し、我が国の課題を考究する。エンドオブライフにおける倫理的課題として意思決定を中心に検討し、健康と生活の支援を探究する。	
	成人・高齢者看護学特別研究	共通科目及び専門科目の特論での学修を基に、成人・高齢者や家族の健康課題について新規性、独創性のある研究テーマ、研究目的、研究方法等の検討を重ね、研究を計画的に遂行し、結果を分析、考究する。	
	障害児・者支援学特論	障害児・者研究における国内外の最近の動向や知見を広く検討する。重症心身障害児・者及び発達障害児・者と家族のQOL、特に母親の生活活動や生活状況を把握することによって課題を明確にし、健康と生活への支援方法を考察する。	
	障害児・者支援学特別研究	共通科目及び専門科目の特論での学修を基に、障害児・者や家族の健康課題について新規性、独創性のある研究テーマ、研究目的、研究方法等の検討を重ね、研究を計画的に遂行し、結果を分析、考究する。	

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

<学士課程>初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等

<修士課程、博士課程>コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性>

本学全体として、各学位課程で検討され、教育改善・内部質保証会議、大学協議会等を通じ、教育課程のカリキュラム・ポリシーについて議論し、体系的に教育課程を検討・編成している。2019年度、各学部のカリキュラム・ポリシーについては、看護学部の教育課程検討委員会、教育学部の教職課程委員会でカリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性の検証を行い、その後、各学部教授会、教育改善・内部質保証会議、大学協議会を経て設定している（資料2-8、4-1、2-9）。

<教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮>

看護学部の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、適切に編成しているか検証するために、カリキュラムマップを作成し、現行の授業科目の必要性及び授業内容の適格性等の確認を図っている（資料4-2）。この取り組みにより、カリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性、編成にあたっての順次性、授業科目の内容及び方法、必修科目又は選択科目の位置づけ、単位の設定などについて検討を行い、具体的に取組まなければならない問題点等を共有している。また、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下「指定規則」）に定められている授業科目を開設している。教育課程の体系的な編成について、学則より、授業科目は、「共通教育科目 19 科目」、「専門支持科目 20 科目」、「専門教育科目 72 科目」から構成しており、看護学部として配置すべき授業科目は、指定規則との対比表のとおり、適切に開設をしている（資料1-1、4-3）。

教育学部（通学課程）の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づき、適切に編成して

いる。教育課程の順次性については、「共通教育科目」では、教育者として必要な基礎を身に付け、「専門教育科目」では各種免許状及び保育士資格の取得のために必要な知識・技能の習得できるようにしている。「卒業研究」では、各専門分野の学修成果を生かした保育・教育研究に取り組み、各免許状及び保育士資格の取得を目指した教育課程を構成している。教育課程の体系的な編成については、学則より、通学課程の授業科目は、「共通教育科目 29 科目」、「専門教育科目 120 科目」、「卒業研究 2 科目」から構成しており、教育学部通学課程として教員免許または保育士資格が取得でき、必要な科目を適切に開設している（資料 1-1）。

教育学部（通信教育課程）の授業科目は、「共通教育科目 28 科目」、「専門教育科目 145 科目」から構成しており、教育学部通信教育課程として教員免許または保育士資格、図書館司書、図書館司書教諭、学芸員に必要な科目を適切に開設している。

看護学研究科の博士前期課程では、大学院学則より、授業科目として「共通科目」5 科目、「専門基礎科目」6 科目、「専門科目」12 科目を開設し、体系的に展開している。順次性として、まず「共通科目」には、教育目標を達成するために必要な修得すべき能力の基礎となる力を養うための科目を配置し、1 年次前期に履修する。次に「専門基礎科目」では、専門分野の専門性や学生の特性に応じて、共通科目を発展させるため科目を選択科目として配置している。さらに「専門科目」では、共通科目と専門基礎科目を基礎として、専門分野の高度な看護実践能力の修得を目指し、4 つの専門分野毎に「特論」、「演習」、「特別研究」を設定し、特論、演習、特別研究へと学修を進める（資料 1-2）。

博士後期課程では、大学院学則より、授業科目として「共通科目」3 科目、「専門科目」4 科目を開設し、体系的に展開している。「共通科目」には、教育・研究者としてエビデンスに基づく研究デザインの探究、理論的構築に果たす意義を学修し、看護の哲学と科学を追及する科目を配置している。「専門科目」には、共通科目での学修を基盤に、成人・高齢者または障害児・者の看護に関する専門性を高め、看護教育・研究者としての能力を修得する科目として、2 つの専門分野毎に「特論」、「特別研究」を設定し、特論から特別研究へと学修を進める（資料 1-2）。

< 単位制度の趣旨に沿った単位の設定 >

各学部の授業科目は、講義、演習、実習、通信教育課程においては通信授業（印刷教材）、面接授業（スクーリング）、実習で構成されている。大学設置基準では、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単位数を計算するものとされており、本学では学則により、講義・演習は 15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業時間数をもって 1 単位とし、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業時間数をもって 1 単位としている（資料 1-1、1-3）。

看護学研究科の授業科目は、講義、演習で構成されている。大学院学則により、講義は 15

時間をもって1単位とし、演習は15時間から30時間、実験及び実習は30時間数をもって1単位としている（資料1-2）。

<個々の授業科目の内容及び方法、授業科目の位置づけ（必修、選択等）>

看護学部の教育課程については、1年次より専門教育科目を配置し、系統的・段階的に専門知識と看護実践能力を習得できるような科目を配置している。専門教育科目として基礎ゼミを配置し、初年次教育に重点を置いて教育している。大学での学び方を早期に習得することで、大学での学びがよりスムーズになり、主体的に学習する習慣を身に付けるためである。「基礎ゼミ」は、少人数でのグループによるゼミ形式の学習を通して、基本的学習能力（調べる、読む、書く、意見を述べる）を習得する。また、様々なことに関心を広げ、積極的、主体的な学習態度を身につける。グループメンバー同士が同じ目的を共有し、一つのことに協力して取り組むことを通して、相互に理解し合い、助け合うという共生の心を養い、看護学を学ぶことに対する動機付けを行うことをねらいとしている。

「共通教育科目」は<教養><外国語><情報の理解>に区分し、人間としての基盤と人間性を豊かにすることをねらい、履修に偏りがないように科目群を定めている。「専門支持科目」は<からだの働き><疾病・治療><専門基礎>から構成し、専門科目の理解を深めるために重要な科目と位置づけ、必修10単位と選択9単位以上を要件としている。「専門教育科目」では、看護の基盤となる生活環境と看護の対象、看護援助の方法の原則など看護の基礎を学ぶ科目から、看護の対象をライフサイクルと生活の場から一連でとらえ、健康度を軸に援助関係を形成することをケアの基本として学ぶ。看護提供の仕組み、根拠に基づき看護を計画的に実践する科目を配置し、グローバルヘルス・看護の統合と実践で、一年次より積み重ねてきた看護を統合する科目を配置している。とくに「国際看護活動論」や「災害看護論」など、本学の理念と目的を具現化する特徴的な科目を配置している。卒業要件については、「共通教育科目19単位以上」、「専門支持科目29単位以上」、「専門教育科目78単位以上」の合計126単位以上としている。必修、選択等の授業科目の位置づけについては、看護学部は、看護師国家試験受験資格を満たす必要があり、保健師助産師看護師学校養成所指定規則による97単位の全てを必修科目としている。本学の卒業要件126単位の中には、ディプロマ・ポリシーに基づき、必修科目として「キャリア設計」、「看護コミュニケーション論」「生命倫理」「看護倫理」等の特色のある科目を配置している。選択科目は、「哲学」、「生物学」、「女性学」等の科目を配置している。なお、共通教育科目を11科目以上設定しており、カリキュラム・ポリシーに基づく学生の関心・得意分野を深められる多様な科目を配置している（資料1-7）。

教育学部（通学課程）の教育課程については、「共通教育科目」では教養、グローバルコミュニケーション、情報等の一般教養科目が中心となっている。2018年度以前の入学生は、幼稚園教諭及び小学校教諭免許状の取得を目指す「幼児・児童教育コース」と保育士資格及び幼稚園教諭免許状の取得を目指す「保育・幼児教育コース」の2つのコース制をとっている

る。「専門教育科目」には、「教職科目」、「教科科目」、「保育等科目」、「養護科目」があり、コースにより選択できるものが異なっている。2019年度からはカリキュラム・ポリシーを教育課程委員会、教授会、教育改善・内部質保証会議での検討を経て、大学協議会にて教育課程の変更を行った。主な改正点として、2つのコース制を廃止し、学生が選択した免許・資格（幼稚園教諭1種、小学校教諭1種、養護教諭1種、保育士）及び進路に基づいてカリキュラムが選択できるよう配慮している。「教職科目」では小学校、幼稚園、養護教諭1種免許状取得に係る科目が中心に展開されている。「教育原理」、「教職論」、「教育制度・行政論」、「教育実習」、「地域ボランティア」等や国語や社会、数学など科目の「指導法」も、教員として必要な基本的なものが開設されている。「保育等科目」では保育士資格取得に係る科目が中心に展開されている。「乳児保育」、「保育原理」、「保育者論」、「障害児保育Ⅰ、Ⅱ」、「保育実習」等保育士に必要とされる基本的なものが開設されている。「養護科目」では養護教諭1種免許状取得に係る科目が展開されている。「看護概論」、「看護学演習」、「臨床薬理学」、「人体機能学」等養護教諭に必要とされる基本的なものが開設されている。卒業要件については、幼児・児童教育コース、保育・幼児教育コースとも「共通教育科目28単位以上」、「専門教育科目92単位以上」、「卒業研究4単位」、合計124単位以上としている。また2019年度入学生については「共通教育科目24単位以上」「専門教育科目96単位以上」、「卒業研究4単位」、合計124単位以上としている。2019年度入学生から専門教育科目を4単位増やすことにより、学生にとって質の高い専門教育を提供することが可能である（資料1-7）。また、本学では、免許法施行規則により、幼稚園教諭一種免許の取得については64単位、小学校教諭一種免許については86単位、養護教諭一種免許については72単位の履修が必要となっている。

教育学部（通信教育課程）では、大学卒業を目的とするコース、教員養成コース、保育士養成コースの3つのコース制をとっている。「共通教育科目」では教養、グローバルコミュニケーション、情報等の一般教養科目が中心となっている。「専門教育科目」には、「教職科目」、「教科科目」、「保育等科目」、「養護科目」がある。「教職科目」では小学校、幼稚園、養護教諭1種免許状取得に係る科目が中心に展開されている。「教育原理」、「教職論」、「教育制度・行政論」、「教育実習」、「地域ボランティア」等や国語や社会、数学など科目の「指導法」も、教員として必要な基本的なものが開設されている。「保育等科目」では保育士資格取得に係る科目が中心に展開されている。「乳児保育」、「保育原理」、「保育者論」、「障害児保育Ⅰ、Ⅱ」、「保育実習」等保育士に必要とされる基本的なものが開設されている。「養護科目」では養護教諭1種免許状取得に係る科目が展開されている。「看護学Ⅰ・Ⅱ」、「看護学演習」、「臨床医科学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」等養護教諭に必要とされる基本的なものが開設されている。卒業要件については、「共通教育科目20単位以上」、「専門教育科目104単位以上」、合計124単位以上としている（資料1-11）。

看護学研究科の博士前期課程では、授業科目として「共通科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」を開設している。「共通科目」の授業内容として、人間に対する深い洞察力と高い倫

理観をもち、人々の健康課題を理論的、科学的に見いだせる力を修得するために必要な高い倫理観を「看護倫理特論」で学修し、健康課題を理論的、科学的に見いだす力を「看護理論特論」及び「看護研究方法特論」で学修する。また、人々の健康課題に対して、看護実践の場の特色を踏まえたうえで、関係する専門職者と連携をとりながら支援が考究できる力を修得するために必要な専門職との協働、連携の技法を「看護マネジメント論」で学修する。加えて、看護実践やケアの場においてリーダーシップを発揮し、教育的な役割が発揮できる力を修得するために必要なリーダーシップ力を「看護マネジメント論」で、教育的役割が担える能力を「看護教育論」で学修する。これらの「看護倫理特論」、「看護理論特論」、「看護研究方法論」、「看護マネジメント論」、「看護教育論」の5科目は必修の共通科目と設定している。また、これらの共通科目は分野を問わず、専門科目を学修するうえでの基盤となり、かつ専門分野で培う力を洗練させる科目である（資料1-14）。

「専門基礎科目」の授業内容は、専門分野の専門性や学生の特性に応じて、共通科目を発展させる内容であり、選択科目とした。「アドバンストヘルスアセスメント論」では健康課題に対する理論的、科学的思考を学修する。「援助的関係論」はリーダーシップにおける人間関係を形成する力を修得させ、「家族看護学特論」では家族構成員の運営を学修し、「災害看護特論」では災害による混乱時のマネジメント力を、「ケアシステム論」では集団や組織を管理する力を修得させる。

「専門科目」は専門分野に応じた選択科目であり、授業内容として、「特論」では、専門分野の諸理論や看護実践における主要な援助方法、最新の動向や知見を学修する。また、生活や社会の変化から生じる個人やその家族、集団の健康課題を解決するために、文献の検討、分析を行い、看護実践の方向性を探究する。「演習」では、特論での学修に基づいて、専門分野の文献レビューや先行研究のクリティーク、討議を行うことで、論理的・批判的・分析的な思考力を修得する。その上で、国内外の最新の知見や動向に関して、主体的に考え、看護実践方法及び自身の研究課題とその研究方法を見だし、特別研究へと繋げる。「特別研究」では、共通科目、専門基礎科目、特論、演習での学修を基に、自らの研究課題に対し、研究活動を遂行する。

博士後期課程では、授業科目として「共通科目」、「専門科目」を開設している。「共通科目」には、専門科目の基盤となり、共通科目で養う力を身につけるための科目として、「看護教育特論」、「看護学研究特論Ⅰ」、「看護学研究特論Ⅱ」を配置している。「看護教育特論」は、優れた教育者育成の視点から看護教育者としての理論的基盤を身につけ、次世代を育てる力を修得する授業内容である。「看護学研究特論Ⅰ」では、研究者育成の視点から看護研究の意義や研究方法及び研究倫理を体系的に学修し、自己の研究課題を考究する力を修得し、「看護学研究特論Ⅱ」につなげる。「看護学研究特論Ⅱ」では、研究課題についてその方法を明確にするために、研究に関わる多様な方法論を学修し、エビデンスに基づく研究課題への取り組みと発信力を修得する。これらの科目は全て必修科目とし、共通科目で修得した力を基に、専門科目の学修へと進む（資料1-14）。

「専門科目」は、専門分野に応じた選択科目であり、「特論」では、各専門分野に関する国内外の最新の動向を検討し、課題等を探究しながら、学問体系について考究できる力を修得する。「特別研究」では自己の研究課題について研究を進め、まとめる力や発表する力を身につけ、最終年次には確かな学識と根拠に基づいた知見の創出と研究の学問的意義を考察し、創造性と発展性のある博士論文として仕上げることで、自立して研究できる力を修得する。

<各学位課程にふさわしい教育内容の設定>

看護学部では、1年次の必修科目である「基礎ゼミ」、「看護コミュニケーション論」が初年次教育の役割を果たしている。「基礎ゼミ」では、大学として必要なリテラシーを身につけ、「看護コミュニケーション論」では、看護場面における効果的なコミュニケーションの理論と技術を学び、援助的コミュニケーションに必要な基礎的能力を身につける。また、学外に目を向けた高大連携への配慮について、兵庫県立香寺高等学校の看護師を目指す高校生に対して、高校と大学との円滑な接続に資すること等を目的として、本学教員が授業を提供している（資料4-4）。学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の実施については、看護学部では、3年生から4年生を中心に就職希望病院等の紹介、病院インターンシップ等の支援、卒業生によるホームカミングデイの実施により、キャリア支援を行っている（資料4-5）。

教育学部（通学課程）では、初年次教育については、1年次に基礎ゼミⅠが行われ、大学での学習の基礎となる読む、書く、発言等のベース部分を1年間行っている。さらに2年次に基礎ゼミⅡが行われ、他者に対して自らの考えを論理的に説明できる能力や議論する能力を培う、キャリアデザインの明確化をはかる、卒業研究に向けて内容を深めることを1年間で行っている。基礎ゼミで行われるキャリアデザイン学修は、学生の社会的・職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育である。学士課程におけるコアとなる人間性を豊かに育成し、社会や環境との関係において自己理解するための内容や創造する能力を身に付けさせ、広く教育を取り巻く知識体系を学ぶことができるように努めている。2018年度以前、2～4年生の幼児・児童教育コースでは、乳幼児期から児童期（小学生）の保育・教育の学びを深め、更に一体的に捉える。遊びから学習へのこどもの育ちや発達の姿を見極め、実践的なこども学及び全体的かつ体系的な保育・教育実践により支援していくことを学ぶ。小学校教諭一種免許状の取得に加えて、小学校の保健室でこどもの心身のケアを行う養護教諭一種免許状の取得も可能である。保育・幼児教育コースでは、乳幼児期の育ちを中心に保育・教育の学びを深め、家庭、保育所、幼稚園などで人間形成の基礎が培われる。この時期のこどもの全体像をイメージしながら、保育所と幼稚園を一元的かつ総合的に捉え、乳幼児期のこどもの発達支援について学ぶ。保育士資格と幼稚園教諭一種免許状の取得が基本であるが、保育所や幼稚園と連続的につながる小学校教諭一種免許状を取得することも可能である。また、幼稚園や小学校の保健室でこどもの心身のケアを行う養護教諭一種免許

状の取得も可能である。入学後に取得希望の免許資格に応じて対応する体制となっている。2019年度入学生よりコース制を撤廃しており、保育士資格・幼稚園教諭1種免許状の取得を目指す学生は、乳幼児期の育ちを中心に保育・教育の学びを深め、家庭、保育所、幼稚園などで人間形成の基礎を培う。乳幼児期のこどもの全体像をイメージしながら、保育所と幼稚園を一元的かつ総合的に捉え、乳幼児期のこどもの発達支援について学ぶ。小学校教諭一種免許状の取得を目指す学生は、児童期における教育の学びを深め、遊びから学習へのこどもの育ちや発達の姿を見極め、実践的なこども学及び全体的かつ体系的な教育実践により児童を支援していくことを学ぶ。また、養護教諭一種免許状の取得を目指す学生は、幼稚園や小学校の保健室でこどもの心身のケアを行う養護教諭の仕事に関する知識や必要な技能を身に付ける。

看護学研究科では設置申請時の教育課程編成の方針を維持しつつ、適切に教育課程の編成を行っている。博士前期課程は2018年度に完成年度を迎え、教育課程を見直した。より広い視野を持ち、グローバルコミュニケーション能力の高い、多様な環境に対応出来る人材を養成するために、2019年度より共通科目の必修科目として「英書講読」を新設した(資料1-2)。博士後期課程については、完成年度に併せ教育課程の見直しを行う予定である。

以上のように、点検・評価項目全体として、各学位課程にふさわしい授業科目を開設しており、教育課程を体系的に編成していると言える。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

<学士課程>

・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

・適切な履修指導の実施

<修士課程、博士課程>

・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

<単位の実質化を図るための措置>

大学全体として、講義・演習前後に課題を課すなど、単位の実質化を図っている。看護学部では、学生に過度な負担がかからないように、カリキュラムマップで開講科目及び開講時間を調整している（資料 4-2）。教育学部（通学課程）では、学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るため、1年間あたり 56 単位を履修登録の上限として定めている。（資料 4-6）。

<シラバスの内容及び実施>

各学部・研究科では、シラバスの内容については、授業概要、授業計画、到達目標、授業外学修、教科書、参考書、評価方法、オフィスアワー等を明示している。シラバスは、本学ホームページ及びポータルサイトに掲載し、学生が自由に閲覧できるようにしている（資料 4-7【ウェブ】）。授業内容とシラバスとの整合性の確保については、学生によるアンケート及び授業評価を実施し、個々の教員がその結果に対する意見を教務学生課に報告し、次年度に向けての改善点としている。

<学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法>

看護学部では、グループワークや指導法等、能動的な学修（アクティブラーニング）を行っている。授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数については、履修者数の上制限は行っていないが、主体的に学びを深めるために、基礎的なスタディ・スキルズを身につける「基礎ゼミ」等は、少人数制の授業を行っている。また、教育内容により実習室や、マルチメディアやシミュレーション教材及びモデル人形が使用できる教室を活用して、学習効果が得られるように工夫している。技術演習や臨地実習においては、学生を小グループに分けて教員が担当し、より細やかに対応しながら教育指導を行い、一人ひとりの学生が効果的に学習できるよう努めている。学生の授業に向かう姿勢、技術取得状況、思考プロセス等を把握しながら、個々の学生に適した指導を行っている。

教育学部（通学課程）では、教育方法及び学習指導については、授業形態には、講義、演習、実技、実習等があるが、理論系の科目には講義を、実践系の科目には演習や実技を充てるなど、科目の特性に応じ授業形態や授業方法を工夫して実施している。保育士養成に係る演習科目においては、児童福祉法施行規則に基づき、学生 50 名以下を 1 クラスとして設定することになっており、この規則を適用している。能動的な学修の例としては、1 年次には「基礎ゼミⅠ」を設け、大学への導入教育及び学生の基礎学力向上と学習の主体的参加を目指した教育を行っている。さらに、「基礎ゼミⅡ」では他者に対して自らの考えを論理的に説明できる能力や議論する能力を培う、キャリアデザインの明確化をはかる、卒業研究に向けて内容を深めるようにしている。1、2 年では基礎ゼミ担当者による担任制、3、4 年では専門研究ゼミ及び卒業ゼミ別の担任制をとっている。

<適切な履修指導の実施>

各学部では、先修条件、卒業資格要件等を学修便覧に明示する他、各学期のガイダンスにおいて履修指導を実施し、学生からの個別相談に対しては、アカデミックアドバイザー（看護学部の複数担任制）、クラス担任教員（教育学部）、教務学生課等において適切な履修指導を実施している。

教育学部（通信教育課程）では、入学生を対象として4月、10月に入学説明会の実施、年間に数回学内外で履修相談会の開催、また、電話及びメールによる履修相談については随時行い、適切な履修指導の実施を行っている（資料4-8）。

<研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示と実施>

看護学研究科では、研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）を研究科ハンドブックに明示し、それに基づいた研究指導を実施している（資料1-14）。

博士前期課程では、2年間で修了することを標準とし、研究指導スケジュールは次の①～⑫のとおりである。

①指導教員及び履修科目の決定（1年次4月）

学生は、履修に関するガイダンスを受けた後、研究分野の検討を行い、研究分野に応じた指導教員に相談をする。研究科委員会は、学生による研究計画案に基づき、学生の研究指導を総括的に担当する主指導教員1名、主指導教員を補佐して研究指導を担当する副指導教員1名を決定し、1年次年度初めのガイダンスにおいて学生に通知する。

②仮研究課題の決定（1年次8月）

学生は指導教員に相談しながら、文献レビューを行い、仮研究課題を決定する。仮研究課題の決定後、指導教員の指導のもと、実行可能な研究計画書の作成を開始する。

③研究計画書の作成開始（1年次9月）

学生は後期ガイダンスを受け、研究方法等の指導を継続的に受け、研究計画書を作成する。

④研究倫理審査申請書類及び研究計画書の作成・提出（1年次1月～2月）

人間を対象とした研究は、看護学研究科研究倫理委員会の審査を受ける。看護学研究科研究倫理委員会規程に沿った倫理審査を行い、研究が円滑に進められるようにする。学生は、研究倫理審査を受けるための審査書類を作成し、倫理審査を受ける。必要時、審査書類を修正し、再審査を行う。倫理審査承認後、研究計画書に基づき研究を開始する。

⑤中間発表要旨の提出及び中間発表（1年次3月）

公開の中間発表会を開催する。中間発表の内容は主に研究計画についてとする。学生は研究発表の要旨を作成し、研究科長へ提出する。発表後、指導教員は、他の教員の指導・助言を踏まえ、学生の研究経過における問題点等を指摘し、改善方法について指導・助言をする。

⑥研究活動（2年次4月～8月）

学生は、前期ガイダンスを受けると共に、継続的に指導教員から研究活動や論文作成方法について指導を受ける。データの収集や分析を行う。

⑦研究活動の継続及び論文の作成（2年次9月～12月中旬）

学生は、後期ガイダンスを受け、研究活動の継続を図る。指導教員の指導のもと、研究論文を作成する。指導教員は、研究論文作成にあたり、論文の全体構成、データの分析等、論文完成までの指導を論文審査基準に則って行う。

⑧論文及び論文審査願の提出（2年次12月下旬）

学生は研究論文と論文要旨に学位論文審査願を添え研究科長に提出する。

⑨主査・副査の決定及び学位論文審査（2年次1月）

主査1名、副査2名を選任し、論文審査基準により審査を行い、審査した論文の内容及び問題点について、指導・助言を行う。

⑩研究論文再提出及び再審査（2年次1月下旬）：必要時

学生は、学位論文審査を受け、主査、副査及び指導教員からの指導・助言をもとに、研究論文を修正し、再度、研究科長に提出する。学位論文審査委員会は、論文審査基準に基づき再審査を行う。

⑪最終試験（2年次後期2月中旬）

学生は学位申請書を研究科長に提出する。学位論文審査委員会は、論文審査の後、論文内容を中心に口頭試問による最終試験を実施する。

⑫公開研究成果発表会（2年次3月）

学生は、公開発表会に向けて指導教員のもとで発表内容をまとめ発表する。

博士後期課程は、3年間で修了することを標準とし、研究指導スケジュールは次の①～⑩である。

①履修科目及び専門分野の決定（1年次4月）

研究科長は博士後期課程の授業や1年次の履修及び研究スケジュール等についてガイダンスを実施する。研究科委員会は、学生の専門分野を決定する。

②仮研究課題の提出（1年次8月）

学生は、仮研究課題を立案し、研究科長へ提出する。学生は、仮研究課題の立案に際して、専門分野の教員チーム（成人・高齢者看護学分野及び障害児・者支援学分野の特別研究科目の担当教員により各チームを編成）に相談し、指導を受ける。

③研究計画の検討（1年次10月～）

学生は、看護学研究特論Ⅱ、専門分野ごとの特論を履修し、研究計画について検討する。研究計画の検討に際して、専門分野の教員チームが相談に応じる。

④指導教員の決定、研究計画審査会及び研究倫理審査会（2年次4月）

研究科長から2年次の履修及び研究スケジュール等についてガイダンスを実施する。研究科委員会は、学生の専門分野に基づき、特別研究担当教員の中から、主指導教員1名、副指導教員1名を決定する。学生は、主指導教員と副指導教員から指導を受けて研究課題を決定し、研究計画書を完成させ、研究科長に提出する。研究科長は、提出された計画書ごとに研究科委員会を開催し、主査1名、副査2名を選出し、すみやかに3名で構成する「研究計画審査会」を設置・開催す

る。学生は、研究計画書の審査を受ける。主査は、審査結果を研究科長に書面で報告する。研究計画審査に合格後、主指導教員は研究倫理審査に向けて、学生に書類作成の指導を行う。学生は、研究倫理審査を受け、研究倫理審査委員会より、研究実施の承認を得る。

⑤関連学会で発表(2年次10月～)

学生は、研究活動を継続しながら、研究成果の一部を関連学会で発表し、論文を投稿する。主指導教員は学会発表内容や論文投稿方法等の指導を行う。

⑥中間発表要旨の提出及び中間発表(2年次2月)

研究科長は、学生の研究過程の発表の場として、中間発表会を開催する。発表の内容は、これまでの研究の進捗状況と今後の予定についてとする。主指導教員は学生に中間発表要旨の作成及び発表の内容や方法内容について指導を行う。発表後、主指導教員は、他の教員の指導・助言をふまえ、学生の研究経過における課題、改善点等について、指導・助言を行う。

⑦研究論文作成(3年次4月)

研究科長は、3年次の履修及び研究スケジュール等についてガイダンスを実施する。主指導教員は、博士論文に関する審査基準に則り、論理的な研究論文になるように指導を行う。

⑧研究論文及び研究論文要旨の提出(3年次12月)

指導教員は、研究論文及び研究論文要旨、博士論文審査申請書類作成の指導を行う。学生は、研究論文、研究論文要旨、博士論文審査申請書に添え、研究科長に提出する。

⑨博士論文審査及び最終試験(3年次1月)

研究科長は、主査1名、副査2名を選出し、3名で構成する「博士論文審査会」を設置・開催する。「博士論文審査会」は、研究論文の内容を博士論文に関する審査基準に照らし合わせて、審査する。博士論文審査会は、最終試験(口頭試問)を実施し、主査は最終試験の運営にあたりと共に、最終試験(口頭試問)の意見をまとめる。最終試験(口頭試問)は研究科全教員に公開で行う。学生は、発表の場で研究科教員から質疑を受け、博士論文審査会の意見をふまえ、論文を修正する。主指導教員は、研究論文の修正を指導する。学生は、研究科長を通じて博士論文審査会に修正した論文を提出する。博士論文審査会は、博士論文審査及び最終試験(口頭試問)の結果を判定する。

⑩公開研究発表会(3年次3月)

研究科長は、博士論文審査に合格した学生の研究成果の公表の場として、公開研究発表会を開催する。学生は、公開発表会に向けて主指導教員のもとで発表内容をまとめ発表する。

以上のように、点検・評価項目全体として、効果的に教育を行うための措置を講じている。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

- ・卒業・修了要件の明示

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

各学部・研究科の成績評価については、あらかじめ学生に対して学修便覧及び研究科ハンドブックにより成績評価基準を明示し、秀・優・良・可・不可の5段階で記載されている。各学部は、成績評価にあたっての客観性及び厳密性を確保するためにGPA制度を導入し、学修の状況及び成果を示す指標としている。(資料1-7、1-14)。また、各授業科目の成績評価方法については、シラバスに記載し、明示している(資料4-7【ウェブ】)。また、看護学部では、保健師課程の履修を希望する学生の選抜基準にもGPA評価を取り入れている。学内での援助演習や実習での到達度については、チェックリスト表及び評価表を用いて評価するなど、一定の基準を満たしているか可視化できる方法を用いている(資料4-9)。

教育学部(通信教育課程)の成績評価について、印刷教材等による授業は、レポート成績及び科目試験を総合的に評価して成績評価を行っている。スクーリング科目の成績評価基準はシラバスに記載している(資料4-10)。評価は、合格・不合格の評価を、S・A・B・C・Dの5段階で行っている(資料1-11)。

<単位制度の趣旨に基づく単位認定>

各学部では、授業科目の成績評価についてシラバスに記載してあるとおり、定期試験、レポート、課題などを総合的に評価のうえ、厳正に行っている。臨地実習及び保育・教育実習の評価においては、知識、技術、態度、実習記録、出席状況等により総合的に評価する。看護学部での臨地実習の評価の際には、個別面接を行い、学生による自己評価と教員及び実習先の指導者による他者評価を照合のうえ、評価基準を基に評価し、単位認定を行っている。教育学部での教育実習の評価の際には、学習指導案の作成、話法・板書・学習形態・学習展開など授業の基礎的技術、児童との関わり、実習記録実習評価票、実習記録等の提出物などから、総合的に判断・評価し単位認定を行っている。

教育学部(通信教育課程)では、印刷教材等による授業は、レポート成績及び科目試験により、スクーリング科目はシラバスに記載されている基準により単位認定を行っている(資料4-10)。

<既修得単位の認定>

各学部では、社会人入学試験または編入学試験にて入学してきた学生の既修得単位認定については、出身大学等から成績証明書・シラバスの提出を受け、教務委員会において個

別認定（案）を作成し、学則第 22 条または第 23 条に基づき、教授会の議を経て学長が認定を行っている（資料 1-1）。

通信教育学部（通信教育課程）では、入学前に通信教育事務課により、他大学等の単位修得証明書及びシラバスの内容を本学のシラバスと照らし合わせて決定し、最終的に通信教育課程長が認定する（資料 4-10）。

＜卒業認定の客観性及び厳格性を確保するための措置＞

各学部では、教務学生課において学則に則り、卒業該当者全員の卒業要件を確認し、卒業判定資料を作成し、教務委員会にて事前確認を行ったうえ、教授会（卒業判定会議）にて審議し、学長が卒業を認定する。

教育学部（通信教育課程）については、通信教育事務課において卒業判定資料を作成し、代議員会において審議し、学長が決定する。

看護学研究科の課程修了については、教務学生課において大学院学則に則り、修了該当者全員の修了要件の確認及び修了判定資料を作成し、修了判定会議を開催し、研究科委員会において審議され、学長が修了を認定する。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習効果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点 2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

各学部では、学生の学習成果は、学生自身がポータルサイトで確認することができる。ポータルサイトでは、学生の学習成果の管理を行うアカデミックアドバイザー、クラス担任教員及び教務学生課においても確認できるシステムとして 2017 年度に導入された。このシステムの導入により、教員が学生の履修状況及び GPA の確認が可能になったこと、教員間での情報共有が可能になったこと、指導を必要とする学生については適宜ポータルサイトで連絡することが可能になり、タイムリーな指導ができるようになったことが挙げられる。学生の学習成果は前期、後期授業終了後、試験期間を設け、筆記、レポート、実技試験・課題（作品）など、教科内容に適した方法で測定されている。学生の自己評価については「学生による授業評価」（アンケート法による）の中において学生自身の授業に

臨む態度、自己評価などを質問項目として設定し、学生自身が授業に対する自己評価を実施するようになっている（資料 2-44）。なお、この結果は各科目担当教員にフィードバックしている。

看護学部では、学内での援助演習や各領域実習等で、チェックリスト表及び評価表を用いて学習成果を測定している。

教育学部（通学課程）では、「教職実践演習」で活用するために履修カルテを実施している（資料 4-11）。履修カルテでは、資格取得という目標のために段階及びその段階における達成目標を設定し、その目標に向けて学習できることを目的としている。さらに、教員として必要な資質・能力を把握すること、学期毎に履修科目の自己評価を行うとともに自身の課題について精査を行うことを目的としている。

教育学部（通信教育課程）では、スクーリングでアンケート（資料 4-12）を取っており、学習成果を測定するための指標を設定している。

博士前期課程では、修了時に実施するアンケートにおいて、学習成果を測定するための指標を設定している。また、博士後期課程においても、修了時（2021 年度末）に学修成果についてのアンケートを実施する予定である。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

看護学部の教育課程検討委員会においては、ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラムの適切性の検討、実習施設の開拓、また、2022 年 4 月の保健師助産師看護師養成学校施行規則の改正に向けて、開講時期・開講科目・必修または選択科目、新設科目、カリキュラムマップのブラッシュアップなどの検討を始めた。さらに、毎年 1 回、実習協議会を実施し、外部講師による実習指導に関する課題解決に向けて関心の高いテーマの講演会の実施、各領域の教員と実習病院の指導者との分科会を持ち、共通の問題を確認するとともにより良い実習指導に向けて点検・評価を行っている（資料 4-13）。

教育学部（通学課程）では、教育課程検討委員会において、ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラムの適切性の点検・評価を行っている。また、恒常的なシラバス改善の一環として、授業評価アンケートを全開講科目において実施し、その結果に基づき、授業改善に向けて検討している。

看護学研究科では、教育課程及びその内容、方法の適切性について、研究科委員会及び自己点検・評価委員会で定期的に評価・点検を行っている。博士前期課程は 2018 年度に完成年度を迎えたため、評価・点検を行ったところ、2019 年度より共通科目の必修科目として

「英書講読」を新設した。なお、博士後期課程については、完成年度に併せ教育課程の見直しを行う予定である。

また、各学部・研究科のFD研修会において、教育成果、授業改善の方法等の研修が行われ、改善・向上を図っている。

授業改善は授業担当者のみならず、大学全体として取り組まなければならない重要な事項であるとの考えに基づき、授業評価の質問項目、結果、活用及び公表の方法等、見直しを行っている。現在一部の科目でルーブリックの作成を進めているが、今後は全学的に検討を行っていく（資料4-14）。

（2）長所・特色

- ・本学の理念・目的に基づいたディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め、各学位課程にふさわしい授業科目を開設しており、適切な教育課程の編成を行っている。
- ・学生の学習を活性化するように、能動的な学修（アクティブラーニング）等の効果的な教育を行うための措置を講じており、成績単位認定及び学位授与についても適切に行っている。
- ・2007年4月看護学部の開設に続いて、看護学研究科博士前期課程が2017年4月に開設、博士後期課程が2019年4月に開設され、看護基礎教育から高度な専門職業人及び教育・研究者を育成する課程となっている。
- ・看護学部では、グローバルヘルス看護領域があり、国際化への理解を深め、国際的な役割について学ぶカリキュラムがある。
- ・研究科の特色として、前期課程、後期課程ともに、障害児・者支援分野を置き、全国で初めて開設された研究分野となる。
- ・教育学部（通学課程）では、3免許1資格の取得に対応した教育課程となっている。教育学部（通信教育課程）では、通学課程に加え3養成課程に対応した教育課程となっている。

（3）問題点

- ・第3期認証評価に基づく内部質保証システムは2019年度に確立したため、本学の理念・目的に基づいたディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー、学習の活性化等について、2020年度より教育改善・内部質保証会議を主として点検・評価していく。
- ・前回の認証評価時に指摘された、カリキュラム・ポリシーへの教育内容・教育方法等に関する基本的な考え方の明示については、2019年度に見直しをしたため、学生への周知が不十分であり、2020年度より改善を行っていく。
- ・学位授与方針に明示した学生の学習成果の適切な測定方法が、全学的な組織で検討されていないため、2020年度より教育改善・内部質保証会議を主として点検・評価していく。

- ・看護学部は、3年生後期から実習が始まるため、前期に科目が集中する傾向にあり、教育課程が過密になる時期があるため、履修登録単位数の上限の設定については、今後の検討課題となっている。
- ・教育学部（通学課程）は、履修登録単位数の上限を設けているものの、2年生に科目が集中する傾向にある。学生の現状や社会情勢により、教育課程の編成や教育内容の見直しが必要である。
- ・教育学部（通信教育課程）では、全国各地で科目を担当する複数の教員が成績評価基準の統一を目指したルーブリック作成の検討を行う。

（4）全体のまとめ

本学の理念・目的及び教育目標を踏まえて、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定めており、各学位課程において適切に連関した体系となっている。教育課程の編成については、カリキュラム・ポリシーに基づいて、各学位課程にふさわしい授業科目を開設している。また、学生の学修を活性化させるために、シラバス内容及び実施については適切に担保されており、効果的教育を行うための措置を講じている。成績評価・学位授与についても、学修便覧やシラバスに明記し、成績評価の客観性や厳格性を担保するための措置を講じており、適切に行われている。学生の学習効果を適切に把握しているかの点においては、ルーブリックの検討が必要である。今後、全学的な教育改善・内部質保証会議によって、改善・向上に向けた点検・評価を行っていく。